

土壤汚染対策法第 3 条及び第 4 条に基づく
土地の形質の変更の届出の手引

2026 年 9 月

岡山市環境局環境部環境保全課

はじめに

この手引は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」といいます。）第4条第1項及び法第3条第7項に規定する届出（「**一定の規模以上の土地の形質の変更届出書**」の提出）について適用します。

1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、土地の形質の変更であって、その部分の土地の形質の変更面積の合計が3,000㎡以上^{注1)}となる行為です。ただし、法第3条第1項ただし書の確認を受けた敷地^{注2)}及び現に有害物質使用特定施設が設置されている敷地等^{注2)}については、土地の形質の変更面積の合計が900㎡以上^{注1)}となる行為が対象となります。

ここにいう「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、**いわゆる掘削と盛土の別を問わないこと**とされています^{注3)}。また、異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積の合計が対象規模以上となる場合には、全体を一つの行為とみて、届出の対象とすることが望ましいとされています。

注1) 平面図に投影した面積で判定してください。

注2) 岡山市環境保全課のウェブサイトで確認できます。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016068.html>

注3) 形質の変更が盛土のみの場合は届出の対象外です。

（届出の例外）

（1）輕易な行為その他土壤汚染対策法施行規則（以下「省令」といいます。）で定める行為

- ① 土壤を区域外へ搬出せず、かつ土壤の飛散・流出を伴わず、かつ深さ 50cm 以上（最深部）形質変更しないもの
- ② 営農行為であって、土壤を区域外へ搬出しないもの（耕起、収穫等）
- ③ 林業用作業路整備であって、土壤を区域外へ搬出しないもの
- ④ 鉱山関係の土地
- ⑤ 市が調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土地の土壤の汚染状態が基準に適合するものとして市が指定した土地において行われる土地の形質の変更
→現在岡山市内には該当する土地はありません。

（2）非常災害のために必要な応急措置

2 届出の義務者

法第4条第1項に基づく届出の義務を負う者は、「**土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定しうる者となっています。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。また、請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

法第3条第7項に基づく届出については、「**土地の所有者等**」に届出義務があります。

3 届出の期限

法第4条第1項に基づく届出は、土地の形質の変更に着手する日の**30日前**までに行うことが必要です。法第3条第7項に基づく届出は**あらかじめ**となっています。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

4 届出書類

届出書（様式第6）に添付書類一覧の順番に並べ、1部提出してください。ただし、副本の受領を希望する場合は正本・副本の2部を提出してください。

添付書類一覧

添付①（必須）	チェック欄
○土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかにした付近見取図、平面図、立面図、断面図 ・土地の形質の変更が行われる範囲が明示され、掘削部分と盛土部分が区別して表示されている必要があります。 ・断面図については掘削部分すべての掘削深度がわかるように明示されている必要があります。	☐
添付②（必須）	チェック欄
○公図の写し※ ※届出日から<u>3ヶ月以内</u>に取得した<u>最新</u>のものを提出してください。 ○当該土地の所有者等の所在を称する書類 （登記事項証明書で確認できる場合は不要） ・登記事項証明書に記載された土地の所有者が届出時点で所有権を有していない場合は、土地の売買契約書、工事請負契約書、戸籍謄本及び住民票の写し等の実際の土地の所有者を明らかにする書類を合わせて添付してください。	☐
添付③（公共工事のみ）	チェック欄
○空中写真 ・昭和20年から概ね5年ごとに取得し、土地の形質の変更範囲を明示してください。 ・国土地理院の地図・空中写真閲覧サービス※から取得して土地の形質の変更範囲を明示して添付してください。 ・土地の形質の変更範囲の建築物の有無が確認できる空中写真を添付してください。 ※URL：https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1	☐
添付④（公共工事のみ）	チェック欄
○建築物が存在している（していた）土地を含む範囲の住宅地図※の写し （空中写真から建築物が確認されなかった場合は不要） ・空中写真と同様に昭和20年から概ね5年ごとに取得してください。 ・土地の形質の変更範囲に建物名称等の記載がある場合は、記載が読み取れる解像度で印刷したものを添付してください。 ※住宅地図を所有していない場合は図書館等で取得してください。なお、古い年代で地図が存在しない場合は可能な範囲で遡ってください。	☐

5 届出の手数料

届出の手数料は無料です。

6 提出先

届出書の提出先は下記のとおりです。書類に不足がないことを受付時に確認しますので、来庁してください。

岡山市環境局環境部環境保全課 水質土壌係

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所新庁舎12階

電話 086-803-1281（直通）

7 届出様式等の入手先

届出書様式等は、岡山市のウェブサイトでダウンロードできますので、ご利用ください。

○土壌汚染対策法に基づく届出様式について

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000016223.html>

様式第六（第二十一条の二第一項，第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

岡山市長 様

対象となる届出条項が明確になるよう対象以外の条項に二重線をひいてください。

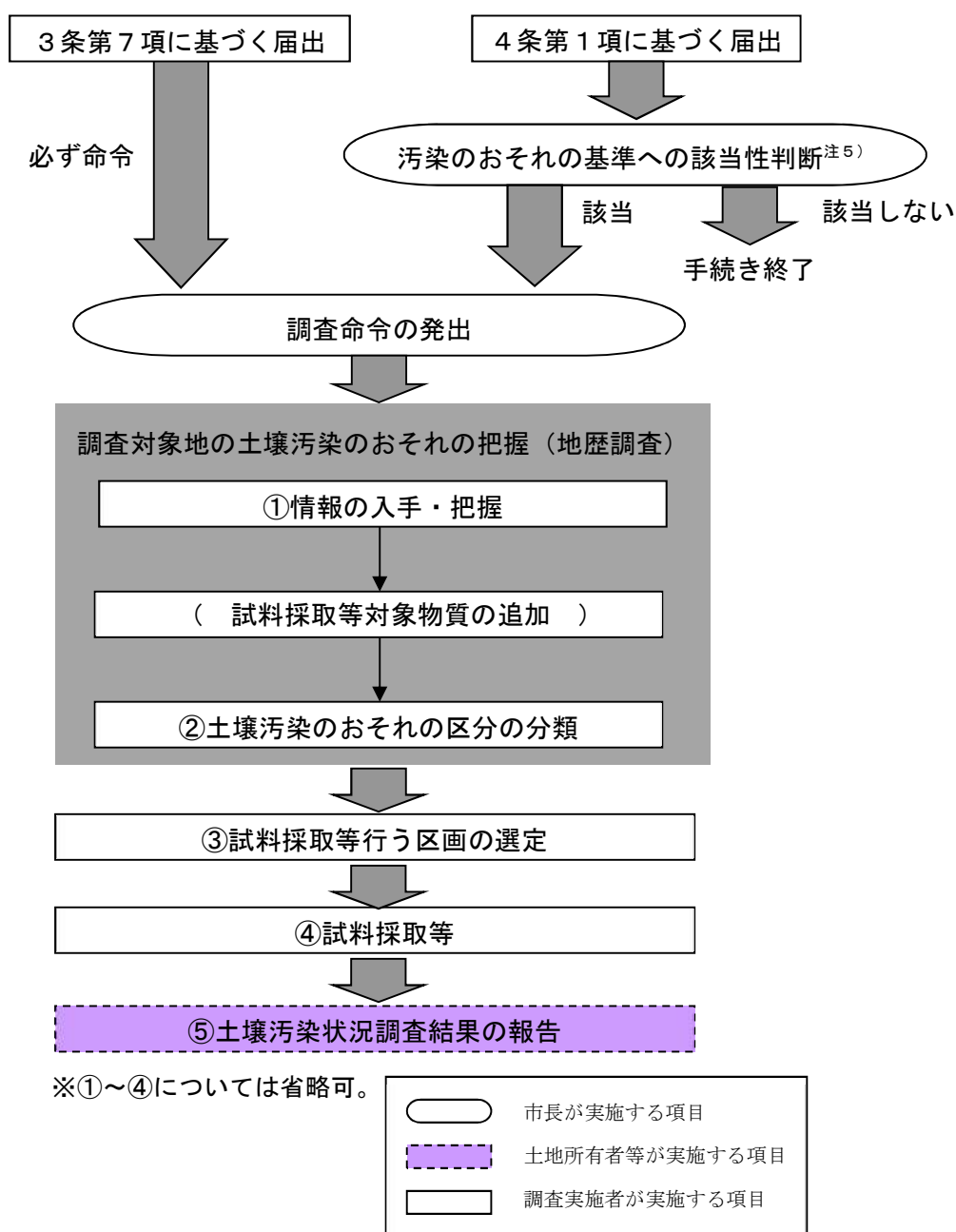
〒〇〇〇-〇〇〇〇
 届出者 岡山市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 （担当者： TEL 〇〇 〇〇 〇〇）

第3条第7項
 第4条第1項
 土壤汚染対策法の規定により，一定の規模以上の土地の形質の変更について，次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	(住居表示) 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (地番表示) 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇， 同番〇，同番〇・・・		土地の形質の変更が行われる開発事業敷地全体の土地の所在地を記入します。複数の筆にわたる場合は，省略せず全ての地番を記入してください。
土地の形質の変更の場所	別紙（ ）のとおりのとおり (地番表示) 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇， 同番〇の一部・・・		実際に土地の形質の変更を行う土地の所在地を記入します。(土地の一部にかかるものも含む。)
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積：〇〇〇.〇〇㎡ 別紙（ ）のとおりのとおり (うち掘削部分の面積 〇〇〇.〇〇㎡) 最大掘削深度：〇. 〇〇m 別紙（ ）のとおりのとおり		土地の形質の変更が行われる部分の面積及び深さを記入します。また，そのうち，掘削部分の面積を内数として明記してください。
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇月〇〇日		最初に土地の形質の変更を行う日を記入します。
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称		各欄について，対象となる敷地の場合のみ記載してください。 対象敷地の確認については，岡山市環境保全課のウェブサイトを確認可能です ^{注2)} 。
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設の名称		
	有害物質使用特定施設の種類の種類		
	有害物質使用特定施設の設置場所		
	特定有害物質の種類		

備考 1 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。

(参考) 土壤汚染対策法第3条及び第4条調査の流れ



注5) 「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」(省令第26条)

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。(注) 人為的原因を確認することができず、専ら自然的原因であると考えられる場合でも該当する。
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- ③ 特定有害物質を製造、使用、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であった土地であること。
- ④ 特定有害物質の貯蔵、保管施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であった土地であること。
- ⑤ ②から④までと同等程度に基準に適合しないおそれがある土地であること。